

「指定地域密着型サービス等に係る基準を定める条例案」の概要

1 条例制定の背景

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために義務付け枠付けを見直すという趣旨を踏まえた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。第1次一括法）及び（平成23年法律第105号。第2次一括法）、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号）が制定されました。

それらの中で、介護保険法等について所要の改正が行われ、これまで介護保険法等に定められていた事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた介護サービスに係る基準を、都道府県や市町村の条例で定めることとされています。

◆介護保険サービス条例移行

- ・居宅サービス（予防含む）⇒県・政令市・中核市
- ・施設サービス⇒県・政令市・中核市
- ・地域密着型サービス（予防含む）⇒市町村

2 条例制定のルール

条例制定の基準

現行の厚生労働省令に規定する全ての基準は、法令上、その内容によって、以下の3つに分けられ、各基準で許容される範囲内で条例を制定しなければならないものとされています。

区分	条例の定め方	内容
① 従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない規準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	「職員配置」、「居室面積等」、「人権」に直結する運営基準等（守秘義務等）
② 標準とされる基準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。	「利用定員」、「施設規模」
③ 参酌すべき基準	地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	上記以外の設備及び運営に関連するもの。「構造設備」、「非常災害対策」、「衛生管理」、「管理者の責務」等

3 制定する条例

制定する条例		サービス種別		省令
1	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例	指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
			夜間対応型訪問介護	
			認知症対応型通所介護	
			小規模多機能型居宅介護	
			認知症対応型共同生活介護	
			地域密着型特定施設入居者生活介護	
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
2	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準条例	指定地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
			介護予防認知症対応型通所介護	
			介護予防認知症対応型共同生活介護	

4 条例案の考え方

①事業者及び施設の指定基準（法78条の4第1項から第3項、第115条の14第1項から第3項）

これまで米子市では、厚生労働法令で定める全国一律の最低基準に基づき、地域密着型サービス事業所の指定及び施設運営に係る指導を行ってまいりました。

今回の条例の制定に当たっては、多くの項目において、米子市の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないので、原則として、国の基準に基づいて米子市の条例を制定します。

ただし、一部の項目について、市独自の内容を盛り込み、地域密着型（介護予防）サービスのさらなる質の向上に努めたいと考えます。

②指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員（法78条の2第1項）

当該施設の入所定員は、国の基準の上限である、29人以下とします。

③申請者の資格に関する基準（法78条の2第4項第1号、第5項、第115条の12第2項第1号、第3項）

申請者の資格は、国の基準に基づき、「法人」である者とします。

5 条例案に独自に設ける基準

- 米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（案）
- 米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（案）

独自基準①（参酌すべき）

文書の保存期間の修正（全サービス共通）

記録の整備については、サービスの提供に関する内容について、保存年限を2年としている。

一方、事業者が不適正な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることとなるが、返還請求権は、地方自治法の規定により5年間と定められている。

このため、介護看護計画など返還請求の根拠となる、サービスの提供に係る内容の記録等について保存年限を5年とする。

対照表（米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（案））

現行基準厚生労働省令	条例案
<p>（記録の整備）</p> <p>第3条の40</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型報恩介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>二 第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第3条の23第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>四 第3条の24第11項に規定する訪問看護報告書</p> <p>五 第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第 条</p> <p><u>省令第3条の40、第17条、第60条、第87条、第107条、第128条、第156条及び第181条に規定する記録の保存期間は、5年間とする。</u></p>

※上記の厚生労働省令では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみを参照しているが、他の事業においても同様とする。

- 米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（案）
- 米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（案）

独自基準② （参酌すべき）

地域密着型サービス事業所の連携先に地域包括支援センター等を追加（全サービス共通）

第5期計画の重点項目にもなっている「地域包括ケア体制」の構築では、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、地域の包括的な支援に向けて、連携先を追加することを条例に規定する。

対照表（米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（案））

現行基準厚生労働省令	条例案
<p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第3条 2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第 条 2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、<u>市、地域包括支援センター、</u>他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス、及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>

- 米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（案）
- 米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（案）

独自基準③ （参酌すべき）

サービスの質の自己点検を追加（全サービス共通）
 利用者に対するサービスの質について自己点検を行い、その結果を利用者等に情報提供することを義務付け、常にその改善を図るものとする。
 また、自己点検の実施のほか、定期的に第三者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

※後段については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護を除く。

対照表（米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（案））

現行基準厚生労働省令	条例案
（指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針） 第9条 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針） 第 条 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質について点検を行い、その結果を利用者等に提供し、常にその改善を図らなければならない。 <u>また、点検の実施のほか、定期的に第三者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めなければならない。</u>

※上記の厚生労働省令では、夜間対応型訪問介護のみを参照しているが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護を除く他の事業も同様である。

- 米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（案）
- 米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（案）

独自基準③の2 （参酌すべき）

サービスの質の自己点検を追加（定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護）

利用者に対するサービスの質について自己点検を行い、その結果を利用者等に情報提供することを義務付け、常にその改善を図るものとする。

対照表（米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（案））

現行基準厚生労働省令	条例案
<p>（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針） 第3条の2 1 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針） 第 条 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質について自己点検を行い、その結果を利用者等に提供するとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>

※上記の厚生労働省令では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみを参照しているが、小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護においても同様とする。

6 根拠法令

(1)介護保険法第78条の2

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉室入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2、3 略

4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二～十二 略

5 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令（*）で定める基準に従い定めるものとする。

6～11 略

*介護保険法施行規則第131条の10の2

法78条の2第5項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

(2)介護保険法第78条の4

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の面積

三 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型サービスの事業（第3号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

4～8 略

(3)介護保険法第115条12

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第115条の12 (略)

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村長の条例で定める者でないとき。

二～十二 略

3 市町村が前項第1号の各例を定めるに当たっては、厚生労働省令(*)で定める基準に従い定めるものとする。

*介護保険法施行規則第140条の27の2

法第115条の12第3項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

(4)介護保険法第115条の14

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型介護予防サービスの事業(第三号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

4～8 略

(5)平成18年厚生労働省令第34号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(6)平成18年厚生労働省令第36号

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準